

平成28年度 東京都水防計画(案)について

東京都建設局河川部

東京都水防計画とは。。。

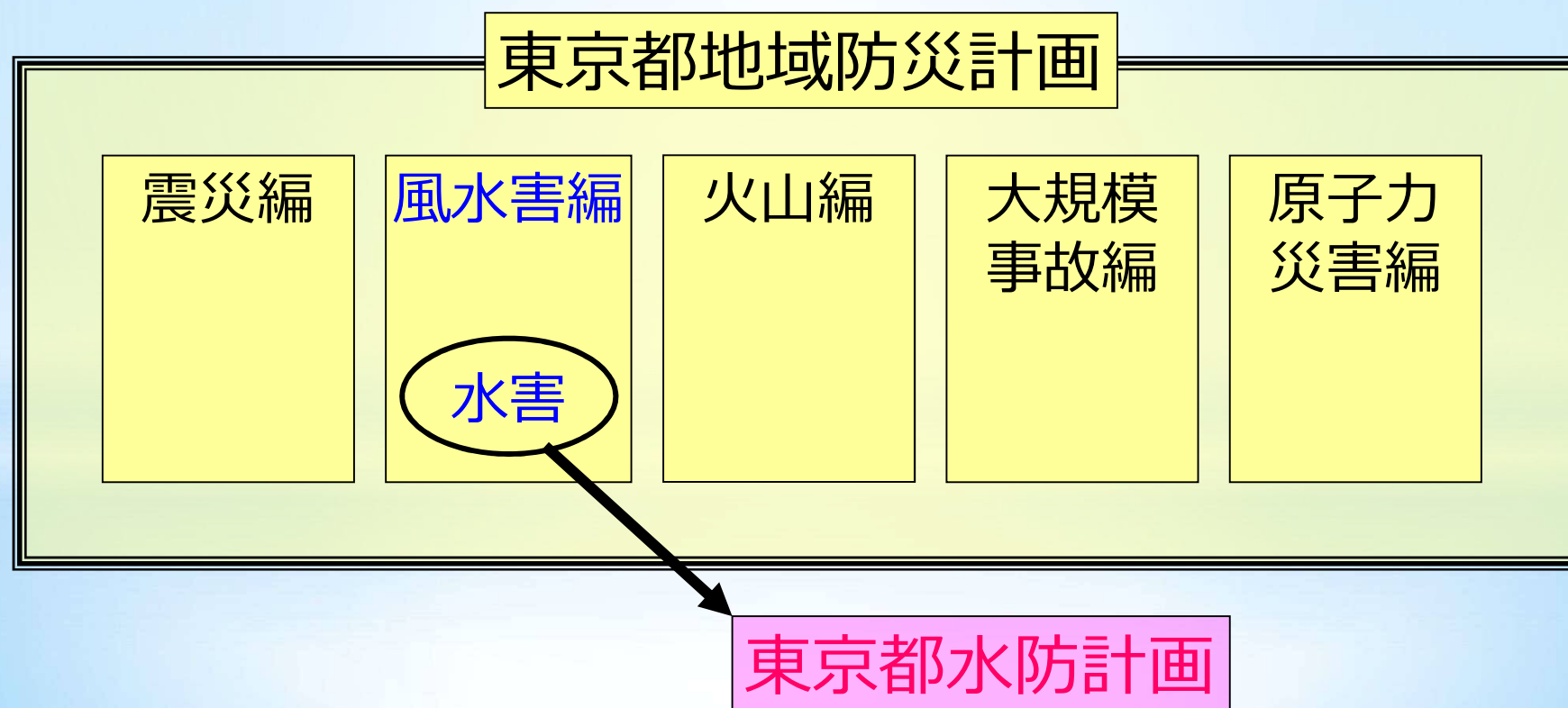
- 洪水・高潮・津波・内水等による水害を防ぎ、
被害を低減することを目的
- 水防業務の調整及び円滑な実施を図るための
必要な事項を規定

主な構成内容

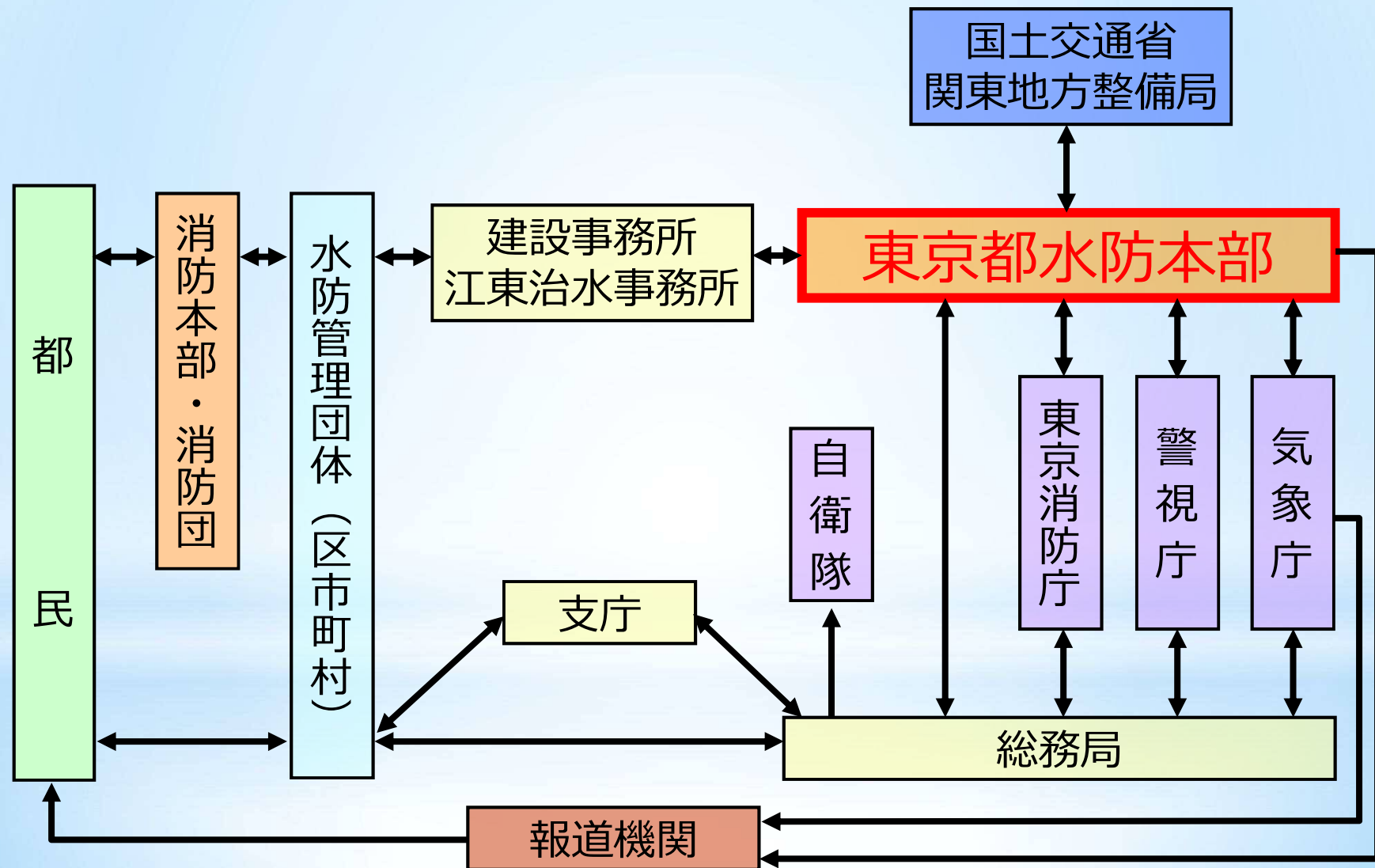
- 総則、用語の解説 (第 1 章)
- 水防組織とその責任 (第 2 章)
- 水防活動、情報伝達、通信連絡等 (第 3 ～ 6 章)
- 水門等の操作 (第 7 章)
- 水防方法、水防資器材等の整備 (第 8 章)
- 防災情報の提供 (第 9 章)

東京都地域防災計画との関係

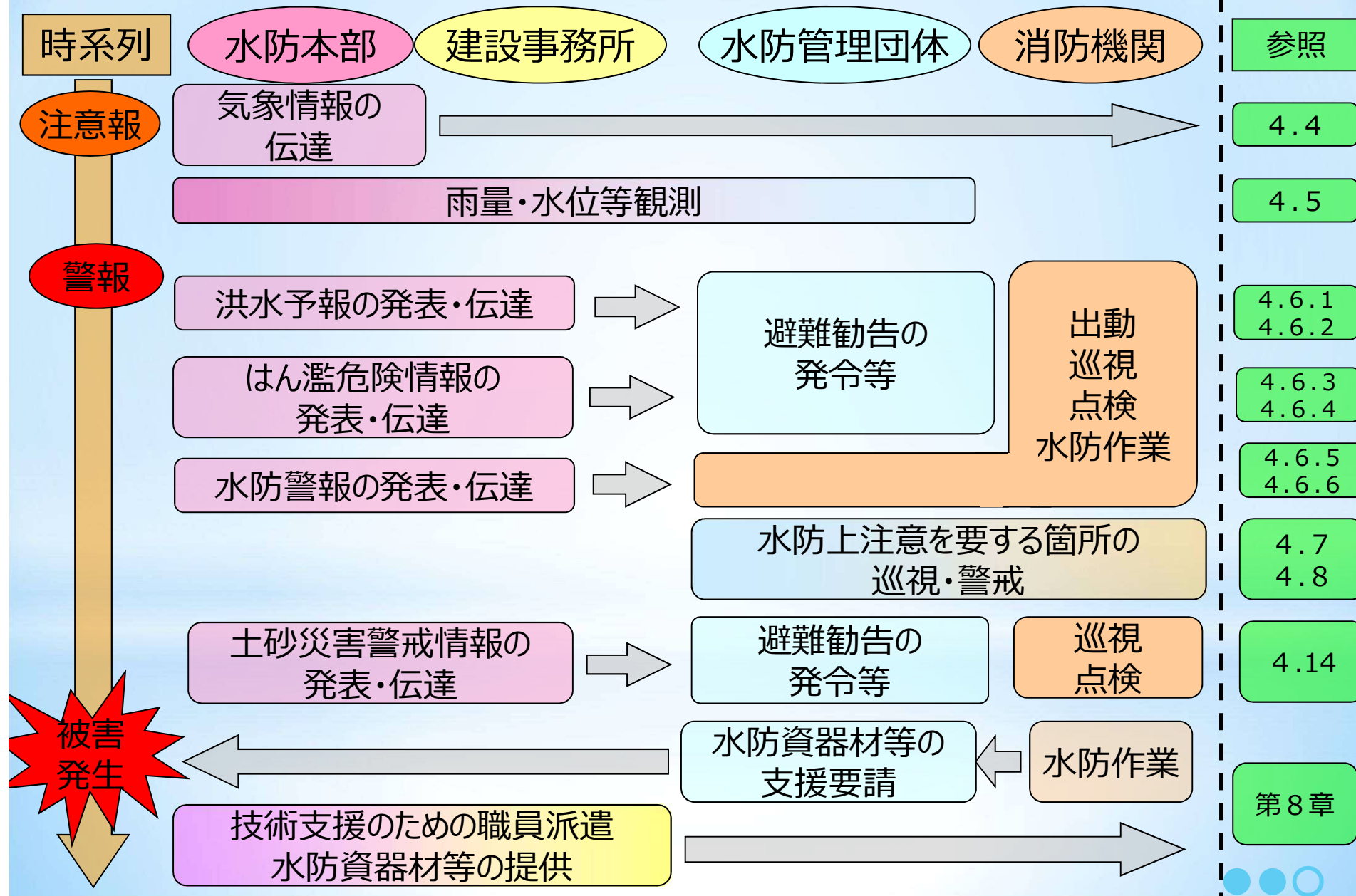
- 東京都地域防災計画（風水害編）のうち、
水防活動に関する具体的事項について規定



● 東京都の水防組織について



水防活動の流れ

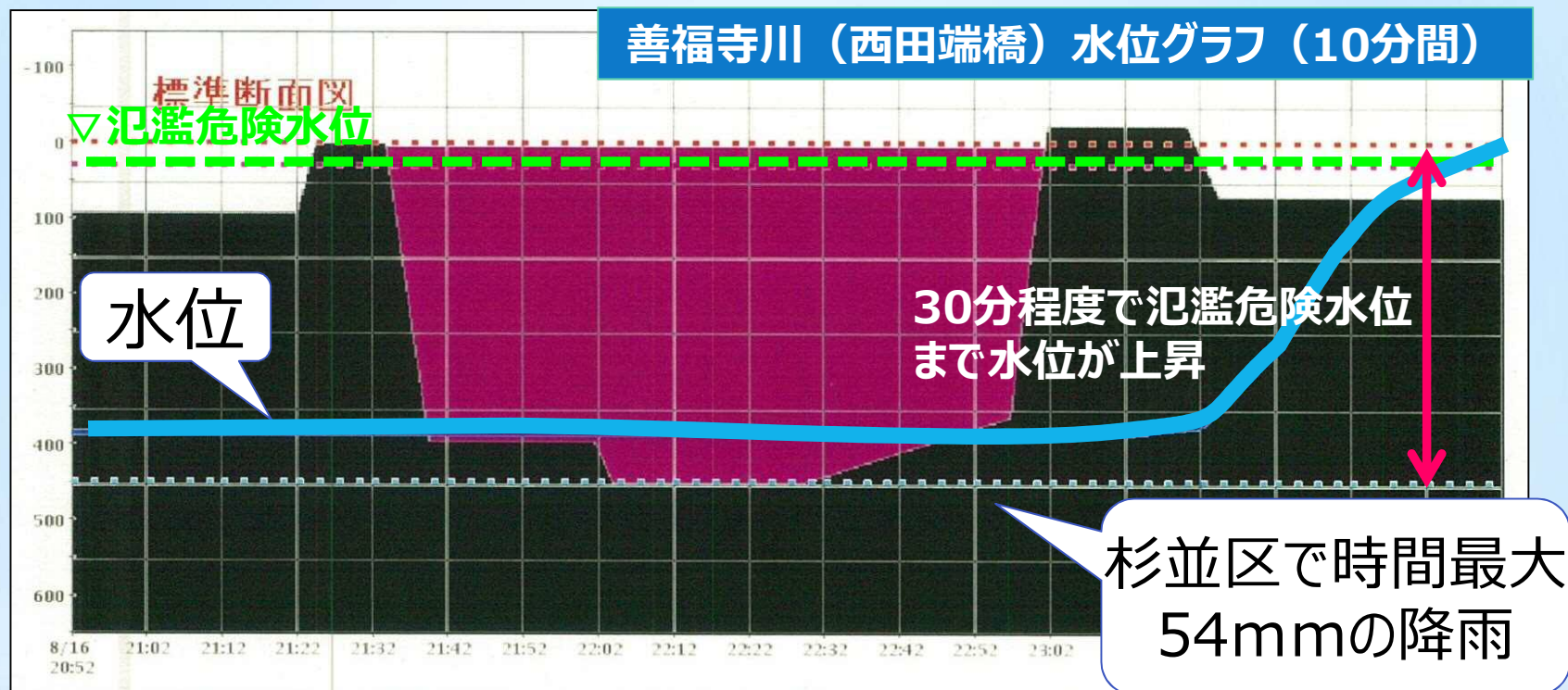


平成27年の水防本部設置状況

水防本部 13回
連絡態勢 67回 計 80回

	日 付	備 考
① 台風 6 号	5.12	
② 集中豪雨	6.23	
③ 集中豪雨	7.16～7.17	土砂災害警戒情報（檜原村・奥多摩町・福生市・武蔵村山市・瑞穂町・八王子市・町田市・あきる野市）
④ 集中豪雨	7.20	
⑤ 集中豪雨	7.24	
⑥ 集中豪雨	7.30	
⑦ 集中豪雨	8.1	
⑧ 台風 11 号	8.16～8.17	氾濫危険情報（善福寺川、野川・仙川）
⑨ 集中豪雨	8.17～8.18	土砂災害警戒情報（福生市・あきる野市）
⑩ 集中豪雨	9.4	
⑪ 台風 18 号	9.6～9.7	
⑫ 関東・東北豪雨	9.8～9.10	土砂災害警戒情報（檜原村・奥多摩町・八王子市・あきる野市・青梅市・日の出町・町田市・日野市・福生市・武蔵村山市・瑞穂町・羽村市・稲城市・品川区・目黒区・大田区・板橋区）
⑬ 集中豪雨	12.11	水防警報（出動）境川（神奈川県発表）

①8月16～17日の集中豪雨による水防活動について



善福寺川

野川・仙川

H27年
3月末

水位周知河川に指定

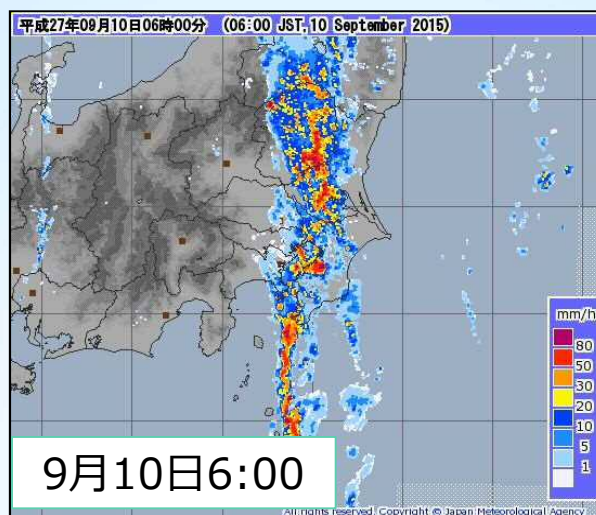
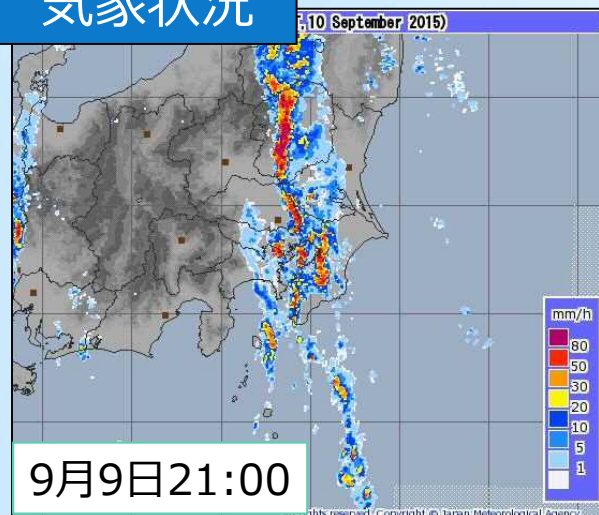
洪水予報河川に指定

**指定後、初めて
氾濫危険情報
を発表。**

氾濫危険情報発表後、水位は下がったため被害無し

②9月8～10日 関東・東北豪雨による水防活動について

気象状況



鬼怒川被災現場



- 台風18号及び台風から変わった低気圧に向かって南から湿った空気が流れ込んだ影響で、**線状降水帯**が発生し、関東～東北地方にかけて記録的な大雨となった。
- 茨城県常総市では**鬼怒川の堤防が決壊**し、甚大な被害が発生。

②9月8～10日 関東・東北豪雨による水防活動について

東京都水防本部

- 国管理の中川、綾瀬川では**氾濫危険情報**が発表される。
- 島しょ地方では伊豆諸島北部に、内地では八王子市等の**計18区市町村に土砂災害警戒情報を発表**。
- 水防警報や洪水予報等の水防情報を関係機関に伝達（計144回）
- 幸いにも都内では溢水や土砂災害等の被害は無かったが**3日間に及ぶ水防活動**を行った。

平成28年度

東京都水防計画（案）の主な改定点

1. 平成28年 水防上注意を要する箇所
2. 水防法改正に伴う修正
3. 水防上注意を要する箇所の合同点検の実施

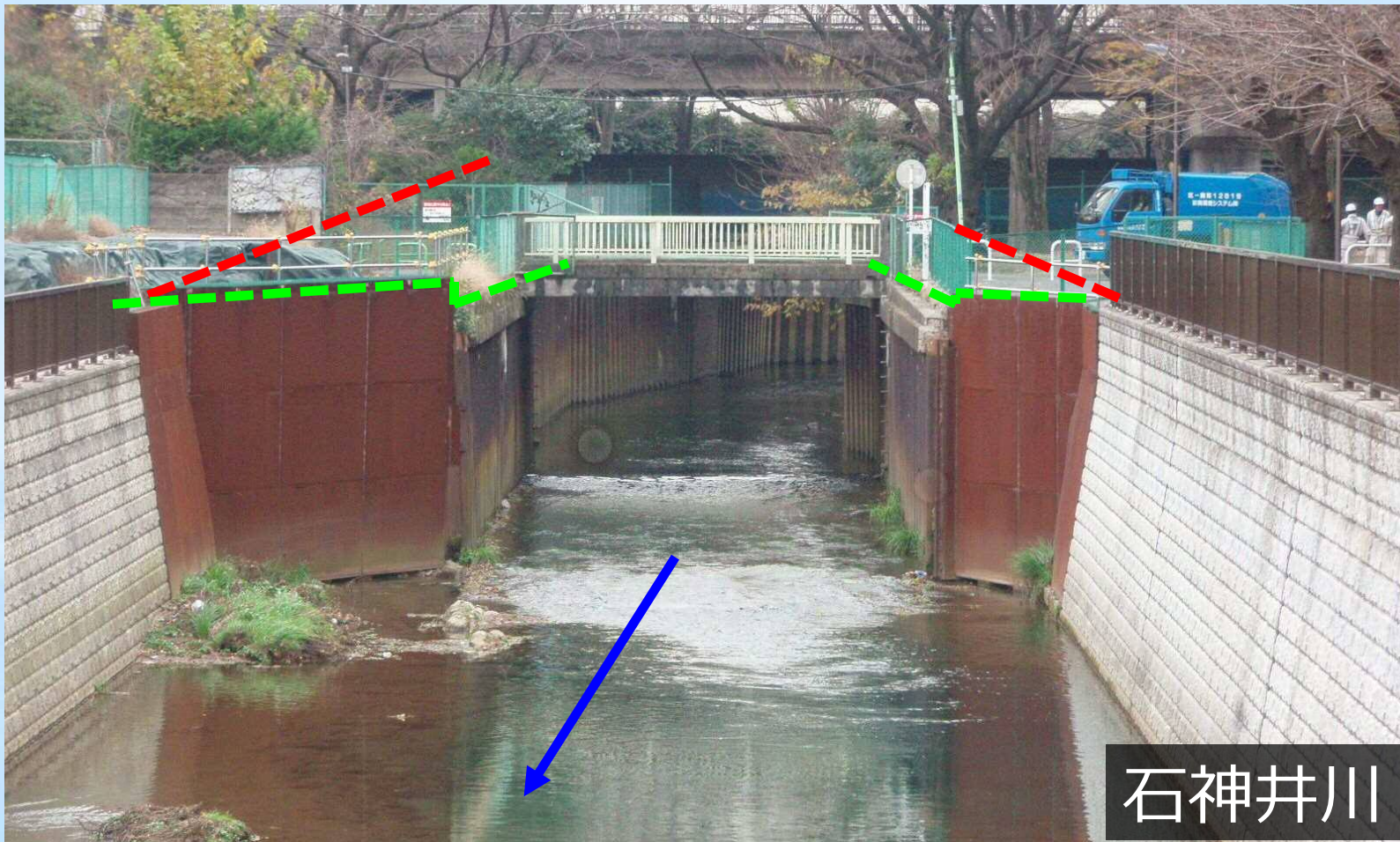
1. 水防上注意を要する箇所

- 洪水時により危険性が高いと想定される箇所で、優先的に巡視点検し、水防活動の準備等を行う箇所

種 別	基 準
洪水	大雨時に洪水による溢水に対して 注意を要する箇所
高 潮	台風等の際、高潮による河川水位の 上昇に対して注意を要する箇所
堤防・護岸の強さ	堤防・護岸が老朽化・洗堀及び水衝部 のため、その強さに注意を要する箇所
陸 閘（りっこう）	陸閘が設置されている箇所
工事施工	河川工事等の施工によって 注意を要する箇所

洪水

大雨時に洪水による溢水に対して
注意を要する箇所 (17河川56箇所)



石神井川

高 潮

台風等の際、高潮による河川水位の上昇に対して
注意を要する箇所 (3河川5箇所)



堤防・護岸の強さ

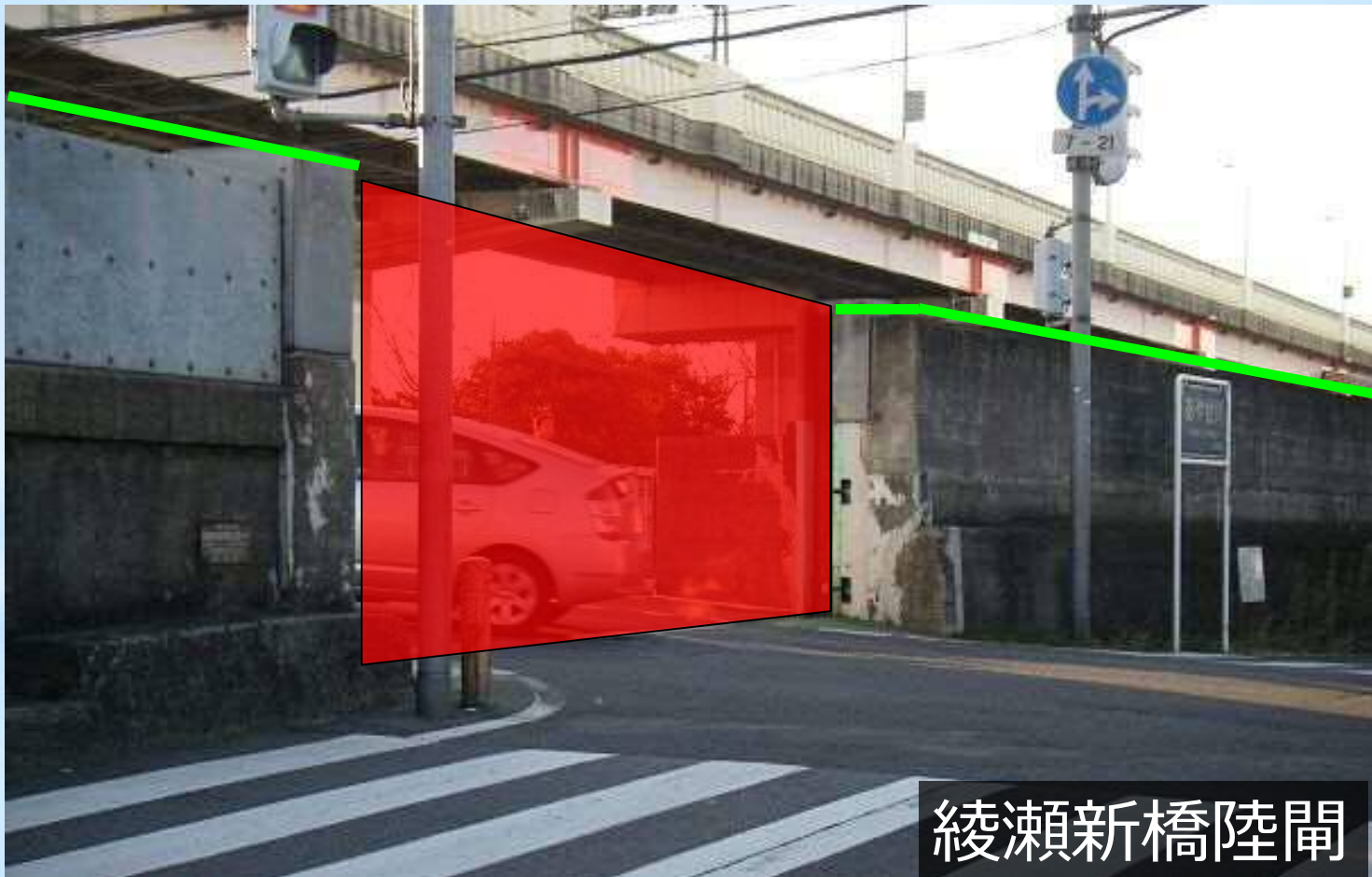
堤防・護岸が老朽化・洗掘及び水衝部のため、
その強さに注意を要する箇所 (20河川49箇所)



陸閘(りっこう)

陸閘が設置されている箇所

(6河川22箇所)



綾瀬新橋陸閘

工事施工

河川工事等の施工によって注意を要する箇所
(33河川124箇所)



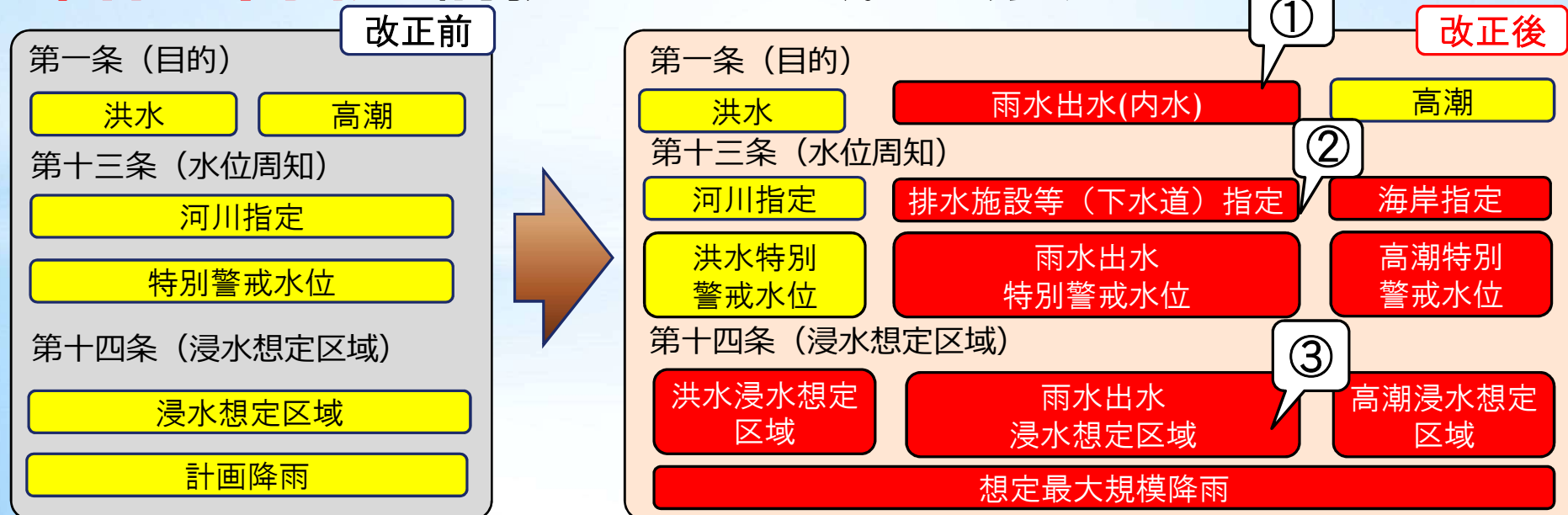
平成28年度 水防上注意を要する箇所 一覧

種 別	箇 所 数
洪水	5 6 箇所
高 潮	5 箇所
堤防・護岸の強さ	4 9 箇所
陸 閘	2 2 箇所
工事施工	1 2 4 箇所
計	2 5 6 箇所

2. 水防法改正に伴う修正

水防法一部改正の主な概要

- ①水防の目的に**雨水出水（内水）**が追加。
- ②**新たに、水位周知下水道及び水位周知海岸**の指定制度が創設
- ③**新たに、内水及び高潮に係る浸水想定区域制度**を設け、現行の洪水も合わせて**想定し得る最大規模の降雨・高潮**を前提とした区域を公表



水防計画の改訂点

第1章 総則 1.1目的

- ◆水防計画の目的に「内水」を追加
 - ・内水：水防法第2条第1項に規定する「雨水出水」をいう

第1章 総則 1.3用語の解説

- ◆水位周知下水道・水位周知海岸制度の創設に伴う記載を追加

資料編 1.関係法令等

- ◆根拠法令の追加
 - ・資1.1 水防法
 - ・資1.3 水防法施行規則
 - ・資1.6 水防法施行通知（平成27年7月21日）
 - ・資1.7 水防法施行通知（平成27年11月19日）

3. 水防法上注意を要する箇所の 合同点検について

3-1. 国土交通省の取組

大きな被害が想定される国管理河川
において**実施中**

平成
27
年
9
月
の
関
東
・
東
北
豪
雨

避難を促す緊急行動を実施

- トップセミナーの開催
- **洪水に対しリスクが高い区間の共同点検**
- ハザードマップポータルサイトの周知と活用 等

全ての直轄河川とその沿川市町村において、
水防災意識社会を構築する取組を行う

水防災意識社会 再構築ビジョン

- 各地域において、河川管理者・都道府県・市町村等からなる**協議会等**を新たに設置して**減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進。**

3-2. 水防計画作成の手引き改訂

今般の出水を踏まえ改訂（平成28年2月）

- 重要水防箇所について、水防団や消防団が十分に把握していない事例が見られたことから、情報共有を行うため**河川管理者等と合同巡視の推奨を明記**。



- 国交省の取組や手引き改訂を踏まえ、東京都の水害対策強化の取組として、水防上注意を要する箇所の**河川管理者と水防管理団体及び消防機関による共同点検の実施**について水防計画に明記。

平成28年3月1日付で各区市町村長宛に通知文を送付

水防計画の改訂点

第2章 水防組織と責任

2.7 河川管理者の協力（P2-14）

（2）河川管理者（東京都知事）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- 4）**水防上注意を要する箇所の水防管理者と消防機関等による合同点検の実施**

第4章 水防活動

4.8 水防上注意を要する箇所（P4-63）

1.都管理の水防上注意を要する箇所

水防上注意を要する箇所は、河川管理者と水防管理者及び消防機関等が合同で点検を行うなど平常時から巡視及び警戒を行うとともに、洪水時は、河川の監視及び警戒を更に厳重にし、水防上注意を要する箇所を中心として巡視を行う。